

第3回 第9期西尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会 会議録

日時：令和5年11月13日（月）
午後1時30分から午後2時50分
場所：西尾市役所 多目的室

【事務局】

本日はお忙しい中、会議にご出席いただきありがとうございます。ただいまから「第3回西尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会」を開催いたします。本日の欠席は、手嶋委員1名です。会議開催にあたり資料を事前に郵送配布をさせていただきました。また追加資料として、本日机上に「資料2 基本目標6 介護サービスの適正整備」、「資料3 介護度改善インセンティブ制度について」をお配りしております。お手元がない方はお申し出願います。なお、本日は6名の傍聴の希望がありましたので、傍聴をご了承ください。それでは早速会議に入らせていただきます。策定委員会規則第5条の規定により、これより先の議事進行については宮崎会長にお願いいたしますので、よろしくお願いたします。

【宮崎会長】

議事を進めさせていただきます。それでは議題「(1) 第9期計画の計画素案について」、事務局より説明をお願いします。

1 議題

(1) 第9期計画の計画素案について

(資料1「第9期西尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 計画素案」に基づき事務局より説明)

【宮崎会長】

ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見はございますでしょうか。

【大竹委員】

5ページの「7 西尾市におけるSDGsの取組」に「多様性と包摂性」という記載がありますが、分かりやすい言葉に置き換えられたらいいと思います。

21 ページの一番上の「一式」は、「一色」の間違いだと思います。

【事務局】

検討させていただきます。

【三浦委員】

「第4章 施策の推進」の47 ページ、(2)「地域における支え合いの体制づくり」の指標に、「高齢者支え隊」登録人数」とありますが、あまり利用されていなかったようですので、利用人数で見てはどうかと思います。この指標が到達できたら本当にいい世界になります。そのためにはどのような3年後、5年後、10年後、15年後を目指したいのかが大切です。その中で、この3年間に何をするかを表す数値だという形で指標をつくられると思います。支え隊の登録人数が増えたとしても、結局は使ってもらっていなければ人数にマッチしたものではなかった、もしくは周知が足りなかったということにもなります。

52 ページの「まちの体操教室」は開催か所と参加人数をダブルで指標に入れていますが、そのような観点で指標をつくってほしいですし、指標がないものも含めて、指標を持てるかどうかも考えていただきたいと思います。

56 ページでは「シルバー人材センターの会員数」が指標になっていますが、会員数よりもシルバー人材センターを通して働いた日数や時間も知りたいと思います。

57 ページの指標にある「タクシーチケット交付者数」の人数は、伸びればいいのか、伸びないほうがいいのかというところで、どんな社会を目指しているのかを示す必要があると思います。

「29 タクシーチケット交付」には「登録事業者の拡大を進めます」と書いてあるので、登録事業者が足りないのであれば事業者数を見なければいけないので、指標を一緒に見直していただけると、より充実した計画になると思います。

62 ページの「43 BCP（業務継続計画）の策定支援」については、大きい事業所は策定しなければいけないですし、小さい所もできたら策定してほしいとなっていると思います。事業所に考えてもらうことはいいことですし、指標も簡単に持てると思いますので、やっていただきたいと思っています。

この計画は一般市民、関係事業所、関係職員のどなたが見るものでしょうか。例えば後期高齢者、1号被保険者、2号被保険者などは少し言葉を足していただくだけで、一般の方が見ても分かりやすいものになると思います。

【事務局】

指標については今あるもの、ないものも含めて、目指すところが具体化できるようにもう一度精査させていただきたいと思います。言葉の意味については、一般の方が見てご理解いただける内容にしていきたいと思います。

【中上委員】

71 ページの「68 人材確保に向けた連携」についてです。うちの事業所から福祉人材センターに募集を出しても、地元の方からの問い合わせは全くない実態です。地元で本当に介護に関心を持っている方は、福祉人材センターの窓口よりハローワークに行かれる方のほうが多いようなので、「福祉人材センター等」など、広がりのある文章があるといいと思います。

【高松委員】

介護サービス相談員をさせていただいていますが、67 ページの「57 介護サービス相談員派遣事業」には、事業の具体的な内容をはっきりと明確に表していただきたいと思います。

【宮崎会長】

他にご意見ご質問はございますでしょうか。それでは、議題「(2) 介護サービスの適正整備について」、事務局より説明をお願いします。

(2) 介護サービスの適正整備について

(資料2「基本目標6 介護サービスの適正整備」に基づき事務局より説明)

【宮崎会長】

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問はございますでしょうか。

【稲垣委員】

3 ページの「(2) 地域密着型サービスの適正整備」の施策の方向性に「本市には未整備である」と書かれていますが、「未整備」というのは「サービスの内容」に書かれているサービスを全くされていないという意味なのか、一部のみ行われているという意味なのか教えてください。

【事務局】

定期巡回・随時対応型訪問介護看護と夜間対応型訪問介護については、市に事業所がないという意味で「未整備」と書かせていただきました。定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、住所地特例で西尾市の方がほかの市町村のサービス付き高齢者向け住宅に入っている場合は、西尾市が保険者となるため、このサービスを利用している方はいらっしゃいます。

【中上委員】

5ページの「(3) 施設サービスの適正整備」で、先ほどサービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームに空きがあるということでしたが、利用料が高くて利用者が足踏みをしている状態です。実際に入りたい人が入ることができない実態がありますし、最初に提示している額と請求額に乖離があるという実態もあります。市として何らかの策を講じていただければと思います。

【大竹委員】

5ページに「介護医療院 25 床の整備を進めます」と書いていただきうれしく思います。インスリンの注射を打っている方やパーキンソン病の方がショートを利用するのに、老健や特養を提案して検討していただこうと思っても受け入れてもらえないことが何回かありましたので、介護医療院が整備されると、ケアマネとしても安心できますのでよろしく願いいたします。

【宮崎会長】

25 床という具体的な病床数は決まっているのですか。

【事務局】

今の状況でヒアリングや見込みをする中で中長期的な視点で考えているところですが、今現在これくらいの床数が必要であろうという判断です。

【宮崎会長】

25 床くらい増やしたいという希望ということですか。

【事務局】

今後、後期高齢者の介護と医療の両方を必要とされる方の数が増えた場合はもっと整備できればいいと思いますが、介護も医療も現場の従事者の人材不足があり確保できない問題等もありますので、25 床が最適ではないかと考えています。

【酒井委員】

「介護医療院」の「140」は、増床の25床も含めた数ですか。

【事務局】

はい。

【酒井委員】

では、令和6年度から25床を具体的に整備するというのがこの計画の内容になるのですか。

【事務局】

その通りです。ですが、サービスが始まるのは施設等が整えられてからになりますので、実際のサービスが始まるのはもっとあとの年度になります。介護医療院は市だけで決められることではなく、県のほうで、西三河南部西圏域で床数が調整されます。そういう手続きも含めて、令和6年度からとさせていただきます。

【酒井委員】

例えば「140」が病床数だと分かるように、数字には単位を記載したほうがいいと思います。

【事務局】

分かりました。

【宮崎会長】

他にご意見ご質問はございますでしょうか。続いて、議題「(3) 介護保険事業者へのインセンティブについて」、事務局より説明をお願いします。

(3) 介護保険事業者へのインセンティブについて

(資料3「介護度改善インセンティブ制度について」に基づき事務局より説明)

【宮崎会長】

インセンティブ制度導入に関して賛成・反対や、導入によるメリット・デメリットに関しての

ご意見をお願いします。

【稲垣委員】

今、日本で介護度改善インセンティブ事業を行っている自治体の割合は分かりますか。西尾市が介護度改善インセンティブ制度に注目して取り上げて、皆さんの意見を聞こうとした理由を教えてくださいたいと思います。

【事務局】

全国的な実施割合については資料等も出ていないため把握しておりません。先進的に始められたのは岡山市で、数年たって全国でいろいろな例が増えていったところです。今年度から東京都も実施すると、ホームページ上に載っていました。

介護度改善インセンティブ制度を西尾市で考えるきっかけになったことの一つは、市長公約の中に挙げられたことがあります。西尾市としては、今までの総合事業の方を対象とした元気加算というインセンティブをそのまま継続したほうがいいのか、全国的な広がりもあるため、対象を広げて充実させたほうがいいのかというところが発端です。

【神田委員】

「しはとの郷」では現在、自立支援の取組を進めています。元気になった場合、家族の利用料金の負担が軽くなるのはいいことですが、要介護3の人が要介護2になった場合、特例入所という形で市に申請をする作業があります。そういう場合にこういうインセンティブ制度で、介護度が上がった元気になる方を評価していただくことは職員のモチベーションにつながるので、進めていただきたいと思います。

【古田委員】

市民や介護者の立場から考えたときに、どの事業所を選ぶかは非常に迷いますし、家族としてはできるだけいいサービスを提供できる事業所を選びたいと考えますので、こういう制度があるのは市民にとってもいいことではないかと考えます。

【斎藤委員】

国は科学的介護を推進しており、さまざまな指標が見える化し、透明性を図っていく方向で動いています。保険者のレベルでは既に全自治体が介護インセンティブ交付金制度のもとに動いて

いて、私たち自治体もインセンティブを受けられる方向になっています。今回は介護保険事業者の取組に対するインセンティブということですが、これも介護の見える化を進める意味があると考えています。細かい制度については後ほどの検討項目になると思いますが、国の科学的介護の見える化の情報システム LIFE は、今利用しやすいのは入所施設の方たちが多く、通所の方たちが評価しづらい現状があるため、自立促進に向けて頑張っている事業所を評価できる仕組みがあれば素晴らしいと思いました。

【宮崎会長】

何となく賛成が多いようです。次の項目の対象者、対象サービス、評価、インセンティブについてご意見、ご質問はございますでしょうか。

評価については、何を指標にするかが問題になってくると思います。開業医に対しては誰が評価するかという問題もあると思いますし、介護度で評価する場合は、今は認定期間が長いので1年、2年で結果を出さなければいけなくなると、区分変更が増えるのではないかと思います。指標はほかにもいろいろあると思いますが、煩雑になると事業所の負担になるので、本当に取り組むのであれば、各事業所と行政でプロジェクトチームかワーキンググループをつくって話し合わないで混乱することが考えられます。

事業所が参加すると仮定した場合や、こういうインセンティブが欲しいというご意見はありませんか。

【高松委員】

一番大事なのは利用者様なので、ご理解いただいた上でということになると思いますが、その辺についてお伺いしたいと思います。

【事務局】

利用者様やご家族様もいろいろなお考えの方がいらっしゃると思います。できるだけ自立した生活ができるように必要なサービスをお受けいただくことは確かですが、利用者様やご家族が自立によりこだわりを持ち、自分ができることをより多く、できる期間をより長くという考えでしたら、参加に対して理解を得られると思っています。他都市では事業の内容をよく理解していただいた上で、参加の意志を示す同意書のようなものをもらっているようです。もし取り組むようであれば、きちんと確認しなくてはいけないと思っています。

【高須委員】

うちは老健なので、介護保険事業の中では機能改善を目的とした施設であり、デイケアも併設しているため、このインセンティブの事業に大きく関わってくると思います。

評価の仕方として要介護がかなりネックになっています。そもそも介護保険事業者は要介護度を良くしたいけれど、それによって補助が下がるというジレンマと常に戦っている状況です。良くなることを目的として介護度が下がり、インセンティブをもらえるけれど全体の報酬は下がるという構図が出来上がると、モチベーションは上がらないと思います。コンセプトとしては賛成ですが、導入の仕方はかなり配慮が要ると思います。バーセルインデックスもかなり雑な評価の仕方になるので、それだけで評価されるのは事業者としては心配なところがあります。評価の仕方などについては検討の余地があると思います。

【宮崎会長】

まったくそのとおりだと思います。導入する場合、ワーキング等でよくよく話し合う必要があると思います。コンセプトとしては皆さん賛成だと思いますが、具体的なことを考えるとさまざまな疑念が出てくると思います。

【神田委員】

自立支援の取組の評価では、例えばおむつを着けていた方のおむつが外れたり、歩けなかった方が歩けるようになったり、認知症の改善がみられたということが報酬に結び付かないところがあつたので、その辺を評価してもらえるとありがたいと思います。

【三浦委員】

市民が選ぶ基準があってもいいという話もありましたが、幸い西尾市は情報を取ろうと思えば取れますので、選ぶ基準はそれほど心配しなくてもいいと思います。おむつが外れたり、歩けるようになったことを積極的にアピールする機会はあればいいと思います。

【中上委員】

グループホームにいますが、主体としてはたくさんの方がどんどん効果が上がってくることはないと思いますし、高齢者の方は加齢が進む中で、年を取っていても介護1を維持していることもインセンティブといえればインセンティブだと思いますので、評価は難しいと思います。単一の事業所に報酬を出すことを目的にするのか、少ない事例だけど西尾市で研修をして、西尾市全

体の介護の意識を上げることを目的にすることも一つだと思います。インセンティブはとてもいい効果ですが、反対側の不適切ケアをなくしていく目的をもつ必要があります。お金は二の次になったとしても事業所の対応の質を上げる目的と手段を検討することも一つだと思いますので、対象のサービスは全部でいいと思いますが、評価は非常に難しいと思います。

【宮崎会長】

インセンティブの予算は取れるのですか。

【事務局】

まだこれからですので、確保はできていません。

【宮崎会長】

まだ予算は取れていなくても、本気で取り組む場合は取れるのですか。

【事務局】

もし取り組むことになれば、計画にしっかりと記載し、予算確保に努めていきたいと思います。

【宮崎会長】

中上委員が言われた不適切ケアについては、闇の部分で行われているため見えにくく難しいですが、重要だと思います。

今の議論からこの委員会では、この件については大枠でのコンセプトは賛成という方向で、第9期での導入を検討するというところでよろしいですか。事務局もよろしいですか。

【事務局】

ありがとうございます。

【宮崎会長】

これで用意された議題は終わりました。最後に本日のすべての議題を通じて、ご質問、ご意見はありませんか。

【斎藤委員】

計画素案を拝見して、非常によく練られていると思って聞いていました。細かいところで何点かももう少し詰めてもいいと思うところはありましたが、一つ大きなポイントとして効果評価はあまり期待されていないように思いました。こちらについてどこかで触れることは可能でしょうか。

【事務局】

今後、計画期間中に定点で自己評価なりをしていくということで理解してよろしいでしょうか。

【斎藤委員】

例えば特に新しく導入した事業については、やった人とやらなかった人の比較もありますし、導入する前と後の比較もあると思いますが、導入する場合としない場合の差異について、検証するご予定はあるのでしょうか。

【事務局】

今のところ、施策を導入した場合としない場合の評価については考えていません。

【宮崎会長】

他にご意見、ご質問はございますでしょうか。よろしければ、これで本日予定した議題はすべて終了しましたので、議長の役を終わらせていただきます。皆様、活発なご協議ありがとうございました。事務局から連絡事項をお願いします。

2 その他

(1) 次回以降の開催予定について

【事務局】

次回以降の開催予定についてです。第4回策定委員会は12月15日金曜日午後1時30分から、2階の22会議室で開催を予定しております。開催の1週間ほど前に会議資料を送付いたします。当日はその資料をお持ちになりましてご出席いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

【事務局】

以上をもちまして「第9期西尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会」を終了させていただきます。長時間にわたりありがとうございました。

以上